

○伊那市都市計画公聴会規則

平成24年10月1日
規則第24号

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定により市が開催する伊那市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案(以下「都市計画案」という。)を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(開催の公告)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の2週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 作成しようとする都市計画案の概要
- (3) 都市計画案の閲覧期間及び閲覧場所
- (4) [第5条](#)に規定する公述申出書の提出先及び提出期限
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、[前項](#)の規定による公告のほか、公聴会の開催について住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(公述人の資格)

第4条 公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、都市計画案に係る地域内の市民その他利害関係を有する者とする。

(公述の申出)

第5条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の1週間前までに公述申出書([様式第1号](#))を市長に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第6条 市長は、[前条](#)の規定により申し出た者のうちから公述人を選定するものとする。この場合において、市長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を制限することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定により公述人を選定し、又は公述時間を制限しようとするときは、公平かつ適正に行わなければならない。

3 市長は、[第1項](#)の規定により公述人を選定し、又は公述時間を制限したときは、その旨を当該公述人に通知するものとする。

(公聴会の中止)

第7条 市長は、[第5条](#)の公述申出書が提出されないときは、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

(公聴会の議長)

第8条 公聴会は、市長又はその指名する市職員が議長となり、これを主宰する。

(公述人の陳述等)

第9条 公述人は、議長の許可を得なければ、意見を述べることができない。

2 公述人の陳述は、都市計画案の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人が[前項](#)の規定に違反して陳述したとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を禁止し、又は退場させることができる。

(代理人等)

第10条 公述人は、あらかじめ議長の許可を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(公聴会の秩序維持)

第11条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(質疑)

第12条 議長は、公述人に対して質問することができる。

(関係行政機関等の職員の出席)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に関係行政機関等の職員の出席を求めて、都市計画案について、その意見を述べさせることができる。

(記録)

第14条 市長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 [前項](#)の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名及び押印するものとする。

- (1) 都市計画案の概要
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の指名及び住所又は名称及び所在地
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項
(補則)

第15条 [この規則](#)に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この規則](#)は、公布の日から施行する。

様式 略